

平成 28 年度

第 3 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 28 年 6 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター 1 階 コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 28 年 7 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

議案 6 庄原農業振興地域整備計画書の農用地利用計画の変更について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸	○	
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森末 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆	○	
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成28年度第3回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、横谷会長より、開会のご挨拶をいただき、引き続き、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

会長あいさつ (会長：あいさつ 以下 略)

議 長：それでは、会議を開会いたします。
ただいまの出席委員は 42 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。
9 番植木委員さんと 10 番伊藤委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いいたします。

議 長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。
なお、受付番号 11、12 の 2 件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。
「農地法第 3 条の規定による許可について」
受付番号 11 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 12 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 28 年 6 月期の申出分については、別紙 「平成 28 年 6 月 30 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。
平成 28 年 6 月 30 日付け公告し、平成 28 年 6 月 30 日付けより契約開始となります。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。
「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 2 から 4 の 3 件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概要)

受付番号2

位置等：説明資料の2ページから3ページに記載
転用事由：墓地の新設
他法令：墓地埋葬法の手続き済
資金計画：100万円、全額自己資金で対応
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外済み
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

受付番号3

位置等：説明資料の4ページから5ページに記載
転用事由：牛の増飼に伴い、牛糞処理に環境面も含め対応するため堆肥舎の建設を行う。
資金計画：229万円、助成を受け残額は自己資金
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：除外済み
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

受付番号4

位置等：説明資料の4ページから5ページに記載
転用事由：高齢になり遠方にある墓の管理が難しくなり自宅付近への移設をしたい。
資金計画：40万円
他法令：墓地埋葬法の手続中
周辺影響：影響ないと確認
農振除外手続：振興地域外であり除外不要
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10番伊藤 申請地に隣接している1619番7の地目は何でしょうか。

事務局 1619番2の田が分筆され、今回申請地である1619番6と1619番7に分筆がされました。1619番7の地目は田です。

議長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第4条の規定による許可について」

受付番号2を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号3を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

受付番号4を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号2の1件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号2

位置等：説明資料の2ページ、7ページに記載
転用事由：宅地拡張を行い、物干し場、物置設置を行いたい。
周辺影響：ブロック積の擁壁など設置
除外手続：除外手続済
農業委員、事務局により現地調査を行い許可妥当と判断

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号2を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。
受付番号10から16の7件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

議案訂正：受付番号10「山内町珍啓819番3の現況 原野を山林に変更」

受付番号13については、東城町川東吉田道下266番は現地調査の結果取下げとなりました
ので削除をお願いいたします。

受付番号14番、かい廃時期に誤りがありました。訂正は次のとおり

1157番1、1160番1、1161番1の登記地目「畑」については、昭和50年頃に訂正をお願い
いたします。

受付番号10

位置等：説明資料の2ページと8ページに記載
潰廃事由：平成16年県道拡幅による立退きとなり、それ以来耕作を放棄し山林化しました。
現地確認：雑草、竹が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号11

位置等：説明資料の2ページと9ページに記載
潰廃事由：昭和40年頃により耕作をやめ原野となった。
現地確認：宅地進入路の法面で筆全体の傾斜が強く、また、耕作道もなく、雑草、雑木が繁茂し、農地
として復旧することが困難と現地確認

受付番号12

位置等：説明資料の10ページと11ページに記載
潰廃事由：昭和50年頃道路ができ残地部分となった。
現地確認：申請地は多年草や、雑木が繁茂する原野となっており農地として復旧することが困難と現地
確認

受付番号 13

位置等：説明資料の 4 ページと 12 ページに記載

潰廃事由：父が亡くなって 10 年以上耕作していない。

現地確認：笹や雑木が繁茂する原野となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 14

位置等：説明資料の 13 ページと 14 ページに記載

潰廃事由：1156 番 1 と 1162 番 1 については、高野町との契約により平成 3 年 6 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで駐車場として利用され、1157 番 1、1160 番 1、1161 番 1 については昭和 50 年頃から自宅の庭として利用していた。

現地確認：それぞれ現地状況は、駐車場と庭木などがあり庭として利用されており農地として復旧することが困難と現地確認、それぞれ駐車場として 20 年以上、庭として 40 年以上農地として利用されていないということで現地確認

受付番号 15

位置等：説明資料の 15 ページと 16 ページに記載

潰廃事由：転作制度影響で日当たりも悪く条件が悪いので昭和 50 年頃耕作をやめた。

現地確認：雑草、低木が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤です。

3 点ほどお聞かせ願いたい。

1 点目は、受付番号 10 について、現況を「原野」から「山林」に変えられたが、周辺状況から察すると原野の方がなじむ感じがするが、現地状況を聞かせてもらいたい。

2 点目、受付番号 12 番について、説明資料 11 ページの「位置図」と下段の「現地調査図」の位置関係が違うように思うが説明をお願いしたい。

3 点目、受付番号 13 番について、今回申請農地の周辺に 5 筆農地があるように思うがその状況について現地状況を教えてもらいたい。

事務局 受付番号 10 番について、申請地全体が電線にかかるほど伸びた竹林となっていたので「山林」としました。

事務局 受付番号 12 番について、申請地の一部が昭和 55 年ごろ町道となっております。旧西城町が分筆と登記を行っていなかったのですが、今回、分筆と登記を整理する事となりました。農地として残る部分は多年草や、雑木が繁茂する原野となっております。

10 番伊藤 5625 番 7 は道路ではないのか

事務局 一部が道路となっておりますので分筆測量し現地では境界が確定しておりますので申請部分を現地確認し提案しております。

10 番伊藤 5625 番 7 が今回申請となっているが、この地番は、説明では現在、道路と農地が混在している。なので分筆登記が完了し、現地が確定してから審議したほうがよいのではないかと。

議 長：この件については、次回まで審議保留ということによろしいか。

(はい、という声)

事務局 受付番号13番については、説明資料12ページ位置図では、地理記号が田となっておりますが、下段の現地調査図では、現況地目を記載しております。なお、617番1、618番、619番については、登記地目も「原野」となっておりますが、621番については、登記地目「田」となっております。ここにつきましては今後対応していければと思います。

23番森兼委員 受付番号14の申請地については、町の中心地の高野支所（旧高野町役場）の隣接地であり、荒廃年が平成3年よりだいぶ前の話ではないですか。そこらの経過説明をもう少し詳しく聞きたい。

事務局 申請書に書いてあります平成3年6月1日から平成27年3月31日の期間の契約で高野町が庁舎の駐車場としておりました。現地も駐車場となっております。平成27年3月31日で契約終了し、本人さんに土地が戻りました。今回地目変更のため所有権原のあるものから今回非農地証明申請を受けたものであります。

もう一つ隣接する庭については、これは所有者の方が、昭和50年頃自宅に隣接する土地を庭として変更したもので、当時の農業委員会の許可経過を調べても許可経過がありませんし、登記地目も田のままであったため、今回、非農地証明申請を提出されたものです。

23番森兼委員 地方公共団体が駐車場として農地を借りられる場合、諸般の手続きが必要と思われるがここは、市が本来手続きを行うべきところではなかったのか。

事務局 平成27年3月31日をもって契約期間が終了しており、土地所有者に土地の権限が一切返っておりますので今回、非農地証明申請を受けたものです。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号12を審議保留とし、受付番号10、11、13から16の6件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号10、11、13から16の6件、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第6号「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明概略以下)

庄原農業振興地域からの除外、同地域への編入、用途変更について平成27年11月11日から平成28年5月10日までに申出があったものです。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 農業振興地域計画での意見審議としては、主には除外地となる 4 条・5 条など対象地が議論の場となると思うが、今回編入があり、「果樹経営支援対策事業を活用するため」とか、「農地耕作条件改善事業を活用するため」とあるが具体的のどのようなことをされるのかわかれば教えてほしい。

事務局 東城地域については、地域一体の水路改修を行われるということで、制度としては「ひと農地プラン」を活用しなければ助成が受けられないということで、それには農業振興地域に位置付いていないといけないということもあり今回変更の手続きが行われるものです。

庄原地域については、場所は川北町ですが、申請者はリンゴ園を経営されている比和の方であり、以前よりリンゴ園の経営をこの地でされていたが、地目は山林でしたが、農業政策の施設助成を受けるためには農業振興地域に位置付いていないといけないということもあり今回編入及び畑への地目変更の手続きが行われるものです。

議長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「庄原農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後 2 時 43 分)